

## 資料4

# 「生物多様性」に関するモニタリング体制の 構築(案)

静岡市

2026年4月21日

# 今後の静岡市とJR東海の協議体制について(案)

- ・静岡市は、静岡市附属機関設置条例の規定に基づき、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」において、環境等に関する影響について協議を行ってきた。2026年4月21日の協議会では、環境影響評価にかかるJR東海の環境保全措置・モニタリング計画等について協議を行った。
- ・環境影響評価法第38条の2及び静岡県環境影響評価条例第45条の規定に基づき、今後は、「環境影響評価書【静岡県】2014年8月」において不確実性があると考えられた予測及び環境保全措置の効果を検証するため、JR東海から、静岡県と静岡市に事後調査報告書等が提出されることになる。静岡市は、事後調査報告書等について、環境影響評価に関する調査審議を行い、静岡県知事に市長意見を提出する。
- ・その調査審議を専門家等の知見を得て実施するため、静岡市環境影響評価条例で規定する「環境影響評価審査会」に部会を設置する。
- ・静岡市環境影響評価条例に部会設置の規定を設けるため、2026年6月市議会定例会に議案を提出する予定である。改正案の議決に伴い、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」を閉じる。

## 現在

### 「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」

根拠法令：静岡市附属機関設置条例

目的：事業により生じる環境等に関する影響について、専門的な見地から調査審議するため

設置：2015年7月

役割：事業に関する国土交通大臣の認可が下りた後も、南アルプスの自然環境・発生土処理等について懸念があった。そのため、市として、リニア中央新幹線建設事業の環境への影響に特化して協議を行う。



## 今後

### 「静岡市環境影響評価審査会 中央新幹線部会(仮称)」

根拠法令：静岡市環境影響評価条例

目的：市長の諮問に応じ、中央新幹線建設事業の環境影響評価等に関する事項を調査審議するため

設置：2026年6月(予定)

役割：事後調査報告書に対する評価及び静岡市長意見形成のための協議を行う。

JR東海が実施する「順応的管理」に基づくモニタリング結果の比較・評価、影響の分析・評価、保全措置の変更に対する評価を行う。

# 「生物多様性」に関するモニタリング体制の構築(案)



